

小樽市 介護給付適正化情報 Vol.3 R2.7.1

介護給付適正化事業では、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供できるよう促す取り組みを行っております。その一環として、事業所の運営、介護報酬の算定、各種手続き等について、適宜、情報発信してまいりますので、御参考にしてください。

1. 新型コロナウイルスと共存していくために

今般の新型コロナウイルス感染症の対応について、多くの事業所、従業員の皆様が、マスクや消毒用アルコールが不足する中、感染のリスクと向き合いながら、日々の消毒や接触制限等の感染症の対応に細心の注意を払って介護サービスの提供をしておりますこと、深く感謝申し上げます。



これまでの通知等の内容が整理された厚生労働省ホームページも活用していただき、引き続き、感染症予防を実践していただきますようお願いいたします。

特に入所・入居系サービスにおいては、御家族様等との面会等に制限を設けた運営をしている今だからこそ、介護サービス事業所が、利用者様や御家族様と協力して感染症対応に取り組んでいただけるよう、改めて利用者様や御家族様等へ、事業所としての取り組みの積極的な周知をお願いいたします。

《参考》

○厚生労働省／介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

○厚生労働省／「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

2. 事故報告書の提出をお忘れなく。

小樽市介護保険事業者における事故等発生時の報告取扱要綱に基づき、小樽市内の事業所において利用者に対する介護サービスの提供により事故等が発生した場合は事業者から小樽市へ「事故発生状況報告書」の提出が必要です。

また、死亡、重篤、虐待、失踪・行方不明、不法行為等の緊急性又は違法性のある事例については、発生後直ちに小樽市へ電話で概要を報告し、その後事故発生状況報告書を提出してください。



事故の範囲や様式等の詳細につきましては、小樽市ホームページを御確認ください。

《参考》

小樽市ホームページ／トップ／事業者の皆さんへ／福祉・介護／介護サービス事業者へのお知らせ／介護サービス事業者の事故報告について

https://www.city.otaru.lg.jp/jigyo/fukusi_kaigo/kaigo_osirase/jikohoukoku.html

3. ほじょ犬の受け入れは義務づけられています。

「ほじょ犬（身体障害者補助犬）」は、目や耳や手足に障がいのある方の生活のお手伝いをする、身体障害者補助犬法に基づいて認定された「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」のことです。

特別な訓練を受け、障がいのある方のパートナーとして「身体障害者補助犬法」で、人が立ち入ることのできる様々な場所で受け入れるよう義務づけられています。

介護保険サービス事業所等においては、その趣旨を踏まえ、ほじょ犬の同伴によるサービスの利用が適切に実施されますよう、お願いいたします。

なお、指定居宅サービス運営基準第 103 条、指定地域密着型サービス運営基準第3条の8及び小樽市介護予防・日常生活支援総合事業運営基準要綱第8条において「提供拒否の禁止」が規定されており、ほじょ犬（身体障害者補助犬）の同伴を理由としてサービス提供を拒否することは適切ではありません。サービス提供の際は、身体障害者補助犬法や障害者差別禁止法における合理的配慮等を踏まえた上で、調整していただきますよう、お願いいたします。

《参考》 厚生労働省ホームページ／身体障害者補助犬

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushikaigo/shougaisahukushi/hojoken/index.html>



4. 事業継続計画（BCP）の策定

自然災害や新型コロナウイルス感染症等により、職員の確保等、事業の継続が困難になる場合に備え、事業所として活用できる資源の把握と事業を復旧・継続させるための優先すべき業務について整理し、そのための組織体制や事前対策等を定めた事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、職員間で共有しましょう。

《参考》

○感染症に対応した事業継続計画（BCP）

厚生労働省／社会福祉施設・事業所における新型コロナウイルス等発生時の業務継続ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

○自然災害に対応した事業継続計画（BCP）

静岡県 HP／介護施設における事業継続計画（BCP）作成支援ツール

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/h26/shisetu-bcp.html>

5. 「新しい生活様式」×「熱中症予防」



例年、気温が高くなるこれからの季節においては、熱中症により救急搬送されるケースが多く報告されています。

新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた「新しい生活様式」における熱中症予防の留意点が厚生労働省から示されています。こまめな水分補給やマスクを外す際のポイントなどが記載されておりますので、ぜひ確認の上、利用者及び職員のみなさまの熱中症予防に取り組みましょう。

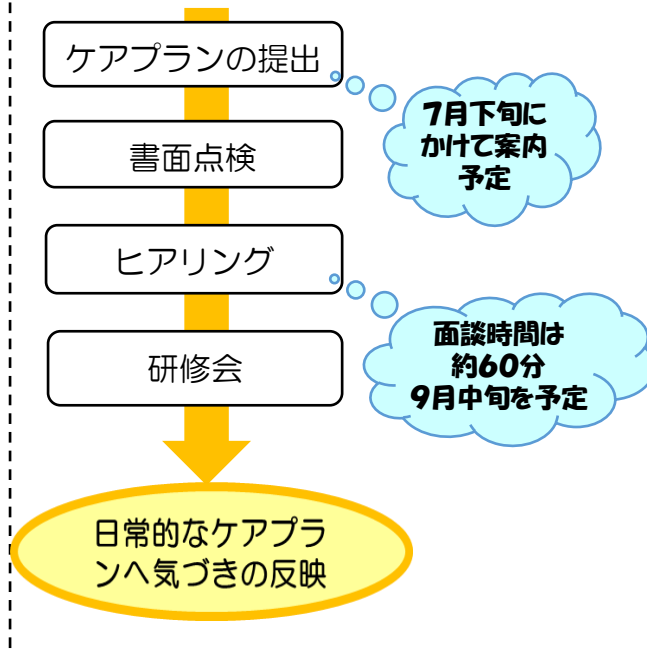
《参考》

○厚生労働省／「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html

～ケアプラン点検で、自己チェックを～

《ケアプラン点検の流れ》



ヒアリングは、自らの“気づき”重視

ヒアリングでは、対象となるケアプランについて、そのケースを把握しつつ、ケアプラン作成のプロセスについて質問していくことになります。

この質問に答えるというやりとりを通じて、自立した生活を捉える視点など、自らがケアプラン作成について“気づき”を得ることを大切にしています。

このため、点検者は、アドバイス（助言）をすることよりも、質問をすることに重点を置いていますので、御理解ください。

有料老人ホーム等の入居者のケアプラン

ケアプランを作成する際は、事業者の都合が優先されたり、サービスありきで、限度額上限に近いサービス量を詰め込んだケアプランになっていませんか？

昨今では、有料老人ホーム等(サ高住を含む)に対するニーズが高まっていますが、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」厚生労働省通知

(H30.4.2)では、「入居者の介護サービスの利用にあっては、設置者及び当該設置者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導しないこと」と示されるなど、サービスの囲い込みの懸念も指摘されています。

有料老人ホーム等の入居者に対するケアプラン作成においても、居宅介護支援の指定基準第1条第3項に留意し、利用者の自立した生活にとって真に必要なサービスを提案したケアプランになっているか、改めて点検してください。

STOP!
「囲い込み」
サービス



◆◆◆特定事業所集中減算◆◆◆

居宅介護支援事業では、「正当な理由なく前6月に作成したケアプランに位置付けられた訪問介護等のサービスのうち、同一の事業所の割合が80%を超えている場合には減算する」とされています。

この減算は、囲い込みを防止することをねらいとしているため、減算をしているから囲い込みをして良いと考えるのは大きな間違いです。指定基準上の指導対象となりますので留意してください。なお、再三の指導にもかかわらず改善が見られない場合には、指定の取消等を含めた対応をすることになります。

加算・減算 Point



各種加算や減算の適用にかかる要件等について、解説していますので、該当する事業所は再度自主点検をしてください。

運営基準減算 (居宅介護支援)

下表の場合に該当する事業所は、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定します。また2月以上継続している場合は、所定単位数は算定できません。

項目	内容
居宅サービス計画の 新規作成及び変更時	①利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合 ②サービス担当者会議の開催等を行っていない場合(やむを得ない事情がある場合を除く。以下同じ。) ③居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合
サービス担当者会議	以下の場合にサービス担当者会議を実施していない場合 ①居宅サービス計画を新規に作成した場合 ②要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 ③要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
モニタリング	①当該事業所の介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合(特段の事情のない限り) ②当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合(特段の事情のない限り)
重要事項説明書 等	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、 ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること について文書を交付して説明を行っていない場合

要注意!

この部分が明確に、重要事項説明書等に記載されていない場合は、減算になります。
誤解されないよう、曖昧な表現は避け、明確に記載しているか、今一度確認してください!

モニタリング等にある「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれないとされています。

特段の事情がある場合についても、具体的な内容について記録しておくことが必要です。

新型コロナウイルス感染症の対応として、感染拡大防止の観点から「居宅に来てほしくない等」、利用者の事情等により居宅を訪問できない場合等はやむを得ない理由として、柔軟な取扱いとなりますが、その場合も当該内容について記録が必要です。

シリーズ-02 要介護認定！

「移乗・移動」

Vol2で当市の特徴として、「第2群の移乗、移動の選択率が他自治体と大きく偏っている。」ことをお知らせいたしました。この度、最新の業務分析データ（H31.4.1～R1.9.30の6か月間の申請データ）が提供されましたので、再度、お知らせいたします。

<要点>

前回のデータにおいては、移乗、移動の調査項目における「見守り等」の選択率は、それぞれ25.1%、34.7%でしたが、最新のデータによりますと、24.1%、33.4%となりました。移乗△1.0%、移動△1.3%と共に減少しており、僅かですが全道、全国を選択率に近づいたようです。

ただし、依然として、その選択率において全道、全国と乖離があることに変わりなく、今後とも、「認定調査員テキスト（2009改訂版）」の同調査項目の定義を再確認の上、適正な評価をしていただきますようよろしくお願いいたします。



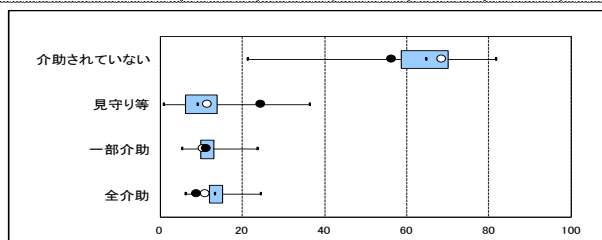
(●が小樽市)

II. 調査項目データ

(2) 調査項目別選択率(第2群:生活機能)

2-1_移乗

選択肢	小樽市		北海道		全国	
介助されていない	3,075	56.2%	101,398	68.1%	1,864,947	65.4%
見守り等	1,321	24.1%	16,521	11.1%	280,159	9.8%
一部介助	606	11.1%	14,941	10.0%	321,964	11.3%
全介助	474	8.7%	16,005	10.8%	383,377	13.4%

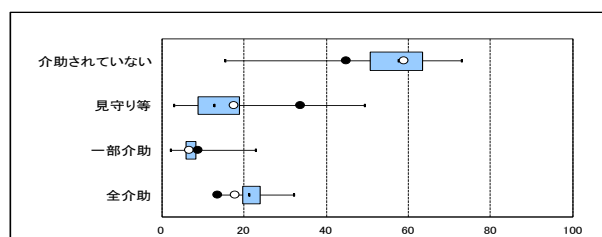


※認定支援ネットワークに500件以上送信のあった市区町村(994)にて箱ひげ図を作成。以下同様。

500件以上送信自治体				
最小値	第1四分位点	中央値	第3四分位点	最大値
21.6	58.8	64.9	70.1	82.1
1.2	6.2	9.4	13.9	36.8
5.5	9.8	11.5	13.1	23.8
6.5	12.1	13.6	15.3	24.8

2-2_移動

選択肢	小樽市		北海道		全国	
介助されていない	2,441	44.6%	87,298	58.6%	1,635,507	57.4%
見守り等	1,830	33.4%	25,713	17.3%	401,980	14.1%
一部介助	469	8.6%	9,617	6.5%	206,159	7.2%
全介助	736	13.4%	26,237	17.6%	606,801	21.3%



500件以上送信自治体				
最小値	第1四分位点	中央値	第3四分位点	最大値
15.8	50.8	57.9	63.4	73.2
3.3	8.7	13.2	18.9	49.6
2.5	5.9	7.0	8.3	23.1
13.4	19.6	21.7	23.9	32.5

おしらせ

令和2年度の実地指導、集団指導の予定について

新型コロナウイルス感染症の影響により延期していた、地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所への実地指導について、北海道などの他自治体の実地指導開始状況等を鑑み、本市でも7月下旬頃から開始する予定です。

対象となる事業所へは、今後、日程調整のため、本市担当者から電話で御連絡いたします。

なお、本市職員が事業所へ伺う際は、感染予防対策を行い、利用者・職員のみなさまが安心できますように実施しますので、御協力をお願いいたします。

また、**集団指導**に関しては、現時点では①居宅介護支援事業所向け集団指導を令和2年8月頃、②地域密着型サービス事業者向け集団指導を令和2年11月頃に予定しています（新型コロナウイルス感染症の発生状況等によっては、時期を変更する可能性があります。）。

なお、実施方法等は、新型コロナウイルス感染症の影響を総合的に判断し、決定しますので、併せて御協力をよろしくお願いいたします。



ADL 維持等加算の申出は、7月末まで

地域密着型通所介護において、令和3年度よりADL維持等加算を算定する場合は、令和2年7月末までに「ADL維持等加算の申出」の届出を提出してください。

提出方法等については、小樽市ホームページに掲載しておりますので、御確認ください。

○小樽市ホームページ/ADL維持等加算の届出について

https://www.city.otaru.lg.jp/jigyo/fukusi_kaigo/kaigo_osirase/adl.html



次年度の介護報酬・制度改正の対応の準備を

令和3年4月の介護保険制度・介護報酬改正に向け、現在、国の社会保障審議会介護保険給付費分科会等にて、審議がされているところですが、介護事業所においても制度改正等に円滑に対応できるよう、適宜情報を収集していただき、準備等を行っていただきますようお願いいたします。



[発行] 小樽市医療保険部介護保険課（介護給付適正化事業）

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号/TEL(0134)32-4111(内線484)

FAX(0134)27-6711 E-mail kaigo@city.otaru.lg.jp